

[事案 28-104] 年金増額請求

・平成 29 年 4 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

健康診断結果を根拠に増額を拒否したことは、保険会社の事前の説明に反するということを理由に、増額の引受けを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 1 月に契約した個人年金保険について、平成 27 年 12 月に増額を申し込んだところ、健康診断で要再検査となったことを告知したために引受けを拒否されたが、同年 5 月に増額について保険会社の支社に問い合わせたときには、健康診断結果については問わないと説明されていたから、増額を認めてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)健康診断で再検査となった項目があるため、増額の引受けはできない。ただし、再検査の結果、異常がないことが診断書で示されれば、再考できる。
- (2)支社が、健康診断結果は問わないと説明した事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張内容を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。